

大分市若手起業家育成施設 利用規約

1 総則

大分市若手起業家育成施設（以下、「本施設」という。）は、若者（おおむね 29 歳以下）の地域定着や雇用創出を目指し、創業マインドの醸成や、新たな創業者や事業開発などのシーズの発掘・育成のため、若者同士が出会い、交流を深め、情報共有等ができるコミュニティ機能を持ち、起業支援等を行うことを目的とした施設です。

本規約は、本施設の利用について、定めるものです。

2 施設の利用について

(1) 会員登録

本施設の利用を希望される方は、必ず会員登録をお願いいたします。

(2) 利用時間

本施設の利用時間は、午前 11 時～午後 8 時となります。

利用時間は変更となる場合がありますので、公式ホームページや SNS、受付にてご確認ください。

なお、利用時間には、施設利用の準備や撤去等に関する時間を含みます。

(3) 開所日

開所日は、毎週木曜日、第 2・4 火曜日、年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）を除く日です。

臨時休業となる場合は、公式ホームページや SNS 等で事前にお知らせします。なお、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(4) 利用料金

本施設の利用料金は、無料です。

(5) ミーティングスペースの利用申込

ミーティングスペースの利用を希望される場合は、利用当日に受付での申込が必要です。なお、1 回の利用時間は、原則 2 時間までとし、次の利用希望者がいない場合は延長可能です。

また、ミーティングスペースの利用は、若者の利用を優先する場合がございます。

(6) 電源コード

施設に設置している電源コードは、自由にご利用いただけます。

ただし、電源コードの利用により生じた電子機器等の故障、事故等について、大分市や管理運営者は一切の責任を負いません。

(7) W i - f i

本施設内のW i - f i は、会員登録いただいた方に対して、パスワードをお知らせします。

(8) モニター・ボード

施設に設置するモニターやボードは、自由にご利用いただけます。

ただし、モニター・ボードの利用により生じた故障、事故等について、大分市や管理運営者は一切の責任を負いません。

(9) 施設の貸切利用

施設内の貸切利用は、起業に関連することや若者の交流、若者への支援に関連するものとし、以下の①または②に係るものとします。

- ① 大分市が主催または共催するもの
- ② 若者が主催または共催し、市が特に認めるもの

ア. 申込書等の提出

施設の貸切利用希望者は、貸切申込書に必要事項をご記入の上、メールにて、利用希望日の1週間前までにお申し込みください。

イ. 利用の諾否

予約確定の諾否は、本規約2.(9)アの申込書等の受領後、利用の可否を審査し、本施設担当者より、メールまたは電話にて申込者にご連絡し、これをもって正式予約となります。

3 利用の範囲及び制限

次のいずれかに該当する場合は、本施設の利用をお断りします。

- (1) 本施設の利用目的が、起業に関連すること、起業の支援に関すること、学習、若者

との交流、若者への支援、ビジネスの発展等以外の活動と認められる場合、虚偽またはその他不正な手段により利用登録が行われていることが判明した場合

- (2) 徒党を組み、または騒音を発生させ、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められる場合
- (3) 酩酊し、または大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為を行うおそれがあると認められる場合
- (4) 大分県迷惑行為防止条例で禁止されている行為（粗野または乱暴な行為、卑わいな行為等）またはこれに類する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (5) 賭博行為等に当たるおそれがあると認められる場合
- (6) 犯罪行為または犯罪をたたえ、あおり、唆す等、反社会的な行為を助長するおそれがあると認められる場合
- (7) ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法等にあたりと認められる場合
- (8) 宗教活動または政治活動を主たる目的とするとして認められた場合
- (9) 人材サービスへの勧誘にあたる行為と認められる場合
- (10) 営利を主たる目的とする場合
- (11) 定員以上の者が利用すると認められる場合
- (12) 危険物や迷惑となる物を持ち込み、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められる場合
- (13) 公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合
- (14) 承認なくポスター掲示やチラシ等の広報物の配布行為を行ったと認められる場合
- (15) 承認なくはり紙をする、釘の類をうつ、落書きをするなど施設等を汚損し、または破損する行為及びこれらに準ずる行為を行うおそれがあると認められる場合
- (16) 施設等（施設内に設置している全ての備品、消耗品等を含む）を不適切に取り扱い損傷し、または滅失するおそれがあると認められる場合
- (17) 火気を使用したり、アセトン・シンナー・テレピン油・乾性油等の揮発性・臭気のある溶剤を用いる等防災、保安上から利用制限が必要な場合
- (18) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる場合
- (19) 不快音、振動、高温、粉塵、煙霧又は悪臭等を発する等、他に不快感や環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (20) 公共の福祉を害し、または害するおそれがあると認められる場合

- (2 1) イベント開催時において、イベント参加者の迷惑となる行為、イベントを妨害する行為及び妨害する恐れがあると認められる場合
- (2 2) 違反・迷惑行為に対し管理運営者が警告したにも関わらず改善がなされない場合
- (2 3) 過去に本規約に違反したことがある場合
- (2 4) その他施設の管理上、支障があると認められる場合

4 利用にあたっての注意事項

- (1) 本施設内は、他の利用者の迷惑とならないもの（飲料、軽食等）に限り飲食することができます。他の利用者の迷惑となる飲食物等をお持ちの場合には、スタッフがお声がけさせていただくか、施設の利用をお断りさせていただく場合があります。なお、本施設への酒類の持ち込みはお断りします（市が認めたイベントは除く）。
- (2) 本施設は禁煙です。
- (3) 利用者の故意、過失により、施設及び付属設備・器具等が損傷や滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

5. その他

- (1) 本規約は、令和7年4月1日に改定したものです。